



福生市は平成22年度に市制40周年を迎えます。そこで、40周年を記念して制作する映画の内容を検討する市民会議のメンバーを募集します。自分の手で記念映画制作に携わってみませんか？多くの方の参加をお待ちしています。

**日時** 7月8日(火)午後7時～  
※以後の日程は当日参加者で決めます。  
**応募資格** 市内在住・在勤・在学の方で、記念映画制作に興味のある方  
**応募方法** 6月30日(月)までに秘書広報課広報広聴係に申し込んでください。※市民会

議メンバーは無報酬です。問合せ秘書広報課広報広聴係  
**6月の納税**  
6月は市・都民税(第一期)の納期です。6月30日(月)までに納めてください。口座振替は6月30日(月)に振り替えますので、残高不足に注意してください。  
※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。  
**知っているだけで税金の②「分割納付」ってできるの？」**  
「分割納付はできないのか」という相談を窓口で受けることがあります。また、納期限内に納めて

7月の無料相談 ※休日・祝日を除く 問合せ秘書広報課広報広聴係				
相談内容	期日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	2日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分)※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	3日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	8日(火)			
法律相談	4日(金)・9日(水)・16日(水)・23日(水)			
交通事故相談	17日(木)	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	予約制、先着6人(1人30分)※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎03・5320・7733へ。
税務相談	24日(木)			
少年相談	14日(月)	午前9時～午後4時30分		予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター ☎042・642・1677へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係
子ども相談	毎週火～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(福祉センター2階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎539・2555
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	地域振興課
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会 ☎552・2121
金融相談	10日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

※予約開始日が土・日曜、祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

税は納期限内に納めることがルールです。納めていただかないと、教育、福祉、施設等へ計画的にお金を使うことができません。納期限内に納められない特段の事情がある場合に限り、分割納付を受け付けます。そのため「分割の方が払いやすい」など、明確な理由がないような申し込みはお断りしています。

相談にあたっては収入、支出を示す書類(給料明細、各種領収書、財産状況を示す書類(預金通帳等)を提示していただいています。期間は1年(12分割)以内の納付を約束していただきます。

いる方との公平性を保つため、所定の延滞金も課されます。まずは納期限内に納税することを検討していただき、どうしても無理な場合は相談してください。

**問合せ取納課**  
**6月1日より改正道路交通法が施行されました**  
**自転車利用者対策**  
自転車は、車道の左側通行が原則、歩道は例外です。歩道通行ができるのは、次のとおりです。  
●道路標識等で指定された場合  
●運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人の場合  
●車道または交通の状況からみてやむを得ない場合  
●児童・幼児を保護する責任のある者は、ヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。

**被害軽減対策**  
後部座席のシートベルト着用が義務化されました。運転者は、シートベルトを着用しない者を乗車させて自動車を運転してはいけません。  
**高齢運転者対策等**  
高齢運転者標識または聴覚障害者標識の表示自動車に対する幅寄せ等は禁止されています。  
●75歳以上の高齢者は自動車運転時に高齢運転者標識の表示が義務付けられました(70～74歳は努力義務)。

●聴覚障害者は、自動車運転時に聴覚障害者標識の表示が義務付けられました。  
**問合せ** 福生警察署交通総務係 ☎551・0110

●産・官・学連携組織「社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩」卒業生(第二新卒者)就職支援  
大学卒業後、転職したい、就職先が決まらない方など、第二新卒者を応援します。ネットワーク多摩加盟大学卒業生と、広域多摩地域にお住まいの卒業後数年の方であれば利用できます。  
●面接突破講座「己を知って社会も知って、自分らしく表現しよう」  
**日時** 6月19日(木)・21日(土)・24日(火)・26日(木)・28日(土)、7月1日(火)・3日(木)・5日(土)午後7時～9時の全8回  
●自信回復講座「自分の新しい面を掘り起こそう」  
**日時** 6月19日(木)・21日(土)・24日(火)・26日(木)・28日(土)午後3時30分～5時30分の全4回  
対象第二新卒者で就職・転職活動に取り組んでいる方  
定員各講座30人(事前申込み制・先着順)※服装自由  
費用無料

**講師** 森吉弘氏【大阪産業大学経済学部客員教授、帝京大学非常勤講師、元日本放送協会アナウンサー】  
**申込み** 祝・祭日を除く午前10時～午後5時の間にAGOR A立川 ☎540・4718へ。  
ホームページ <http://nw-tama.jp/re/>  
Eメール [re@nw.tama.jp](mailto:re@nw.tama.jp)

5月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係				
測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	772	110	235	78
昼間(午前7時～午後7時)	574	95	151	53
夕刻(午後7時～10時)	180	12	81	22
夜間(午後10時～午前7時)	18	3	3	3
最高音圧レベル(デシベル)	114	-1	95	8

平成19年度横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係				
測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	8722	-610	1806	-196
昼間(午前7時～午後7時)	6834	-260	1232	-55
夕刻(午後7時～10時)	1775	-168	578	-129
夜間(午後10時～午前7時)	113	-82	5	-3
最高音圧レベル(デシベル)	124	1	92	-7

**■年金日より**  
**年金を受けている方が亡くなられたときは届出が必要です**  
年金を受けている方が亡くなられたときは、区市町村役場へ戸籍関係の届出をしていただくことになりますが、社会保険事務所へも「年金受給権者死亡届」を提出いただくことになります(提出先は、お住まいを管轄する社会保険事務所です)。また、年金は亡くなった日の属する月まで支払われますので、未払いの年金がある場合は「未支給年金・保険給付請求書」も合わせて提出していただくことになります。  
未払いの年金については、受けられる遺族の範囲があり、年金を受けていた方の死亡当時、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となっています。  
なお、「年金受給権者死亡届」の提出が遅れると年金がそのまま支払われ、後日、遺族の方より年金を返納していただくこともありますので、ご注意ください。

**問合せ** 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3414  
ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165  
※I P電話・PHSからは ☎03・6700・1165

**年金記録確認地方第三者委員会への申し立ては社会保険事務所で受け付けています**  
年金記録の訂正に関し、公正な判断を示すため、年金記録確認東京地方第三者委員会が設置されています。  
年金記録確認東京地方第三者委員会への申し立てに当たり、まず、社会保険事務所でご自身の年金記録を確認していただく必要があります。  
その結果、社会保険事務所からの回答に異議のある場合には、年金記録確認東京地方第三者委員会に審査の申し立てをすることになります。  
なお、この申し立ては最寄りの社会保険事務所で受け付けています。  
**問合せ** 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3414  
※年金記録確認東京地方第三者委員会への申し立ての詳しい手順については、総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)にも掲載していますのでご覧ください。